

令和4年1月31日

知立市小中学校の保護者の皆様

知立市教育委員会  
知立市小中学校長会

## 新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より、知立市の学校教育にご理解とご協力をいただくとともに、子どもたちの感染防止に努めていただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況ですが、愛知県でも1月21日より「まん延防止等重点措置」がとられていますが、拡大が止まらないのが現状です。また、保健所の用務負担が増す中、重症化リスクの高い感染者の対応に集中するため、1月26日より保健所の対応が大きく変わるとの報道がありました。濃厚接触者の疑いがあるものの無症状の場合は、保健所の調査対象にはならなくなり、自主的に自宅待機することなどが求められることがあります。また、感染者自身が、友人や家族など濃厚接触が疑われる人に伝えることになるようです。

つきましては、新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について、令和4年1月21日にも同様のお知らせをしたところではありますが、現在の保健所の対応の変更に鑑み、以下のように対応いたします。1月21日版と比べ対応に変更がある箇所には\_\_\_\_\_をつけてありますので、ご確認ください。また、これらの情報については、今後の状況に鑑み変更される可能性もあり得る旨、申し添えます。

知立市におきましても、感染防止対策を徹底した上で、学校教育活動を継続していきたいと考えます。ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

### 記

#### 1. 感染が確認された場合の対応

##### (1) 学校関係者（児童生徒及び教職員）が感染した場合 → **必ず学校に「ご連絡」ください**

感染された方の対応は、保健所や病院から指示があります。

学校におきましては、状況によって、保健所と相談の上、感染者の在籍する学校の臨時休業の要否を迅速に判断します。学校内で感染の広がりが低い場合は、臨時休業せず、学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。学校内で感染が広がっている可能性がある場合は、感染者の在籍する学級（学年）を閉鎖又は在籍する学校を臨時休業とします。保健所と相談の上、臨時休業の期間を決定します。ただし、期間が延長される場合もあります。

##### (2) 学校関係者（児童生徒教職員）の同居家族が感染した場合 → **必ず学校に「ご相談」ください**

感染された方の対応は、保健所や病院から指示があります。感染者の同居家族への指示は、ない場合があるかもしれません。保健所等の指示の有無にかかわらず、児童生徒の同居家族が感染された場合は、必ず学校に相談してください。学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。出席停止、出勤停止の期間は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則7日間です。ただし、保健所の指示により、期間が変更になる場合もあります。また、7日間の自宅待機終了後も、10日間が過ぎるまでは、児童生徒、ご家族ともに、日に2回以上検温するなど、注意深く健康観察をお願いします。

#### 2. 濃厚接触者と特定された、あるいは濃厚接触があった可能性があると言われた場合の対応

##### (1) 保健所の判断、あるいは感染者からの連絡で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者として

**特定された場合 → 必ず学校に「ご相談」ください**

保健所等の指示の有無にかかわらず、児童生徒が濃厚接触の可能性があると言われた場合は、必ず学校に相談してください。濃厚接触者として特定された方は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則7日間の自宅待機になります。7日間の健康観察中に症状が出た場合には、医療機関で診察を受けてください。（保健所から指示があった場合はそれに従ってください）。当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。また、7日間の自宅待機終了後も、10日間が過ぎるまでは、児童生徒、ご家族とともに、日に2回以上検温するなど、注意深く健康観察をお願いします。

(2) 保健所の判断、あるいは感染者からの連絡で学校関係者（児童生徒及び教職員）の

**同居家族が濃厚接触者として特定された場合→必ず学校に「ご相談」ください**

保健所等の指示の有無にかかわらず、児童生徒の同居家族が濃厚接触の可能性があると言われた場合は、必ず学校に相談してください。当該家族の児童の健康状態や学校・地域の感染状況から、登校を慎重に検討していきます。必ず学校にご相談ください。登校を控える場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

3. 感染確認等の連絡の徹底等、家庭へのお願い

- (1) 同居家族も含めて毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるなど感染の疑いがある場合、登校させないようにしてください。ご家庭で休養をお願いします。同居家族等に風邪症状等がある場合は、かかりつけ医に相談の上、原因がはっきりするまでは登校を控えてください。登校を控える場合は、当該児童生徒を出席停止とします。
- (2) お子さんや同居家族の方が、感染もしくは濃厚接触者と確認された場合や感染の疑いがある場合はもちろんですが、迷われた場合でも、速やかに学校に連絡いただくようお願いします。さらに、保健所の指示や家族や知人からの連絡、体調不良などでPCR検査等を受けたり、その結果が判明したりしたときは、その都度、結果を速やかに学校へ御連絡ください。
- 学校の電話番号 (0566) 81-1370  
学校携帯の番号 (080) 4297-1089  
※勤務終了後は学校携帯の方にお願いします。
- (3) 授業時間内に児童生徒及び教職員が感染者として特定された場合、緊急下校する場合があります。また、夕方以降に感染者として特定される場合もあり、その場合は、夜間に次の日から臨時休業とする連絡をさせていただく場合もありますことをご理解ください。
- (4) 臨時休業の場合、児童クラブ、放課後子ども教室も閉所となります。自主登校教室も実施しません。
- (5) 新型コロナワクチンを接種するため又は副反応と思われる体調不良のために欠席等する場合、感染に対する不安のため通学を控えるといった場合でも、「欠席」とせず「出席停止・忌引き等」とするなどの柔軟な対応をしますので、学校に連絡をお願いします。
- (6) 新型コロナウイルス感染症のリスクをゼロにすることは困難であり、誰もがかかり得る感染症となっています。感染された方やそのご家族様などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等は、決してあってはならないことです。このことに関して差別や偏見が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。
- (7) 児童生徒及び教職員が感染者、または濃厚接触者として特定された場合、感染拡大防止の観点から、説明会等を開くことは行いません。また、児童生徒及び教職員に感染が確認されて臨時休業を行う場合のみメールにて情報発信しますが、その場合、プライバシー保護等のため、「学校関係者が感染」としています。ご理解ください。

担当 学校教育課（都筑・鈴木）  
電話 83-1111（内線 278）  
E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp